

(平成26年5月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年3月、同年7月から18年4月まで、同年6月、同年8月、同年11月から20年1月まで、同年4月から同年6月までの期間及び同年8月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17年3月及び同年7月は41万円、同年8月は47万円、同年9月は53万円、同年10月及び同年11月は50万円、同年12月は53万円、18年1月は41万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は53万円、同年6月は50万円、同年8月は47万円、同年11月は53万円、同年12月は62万円、19年1月は36万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は62万円、同年5月は38万円、同年6月は53万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは47万円、同年11月は50万円、同年12月は44万円、20年1月は32万円、同年4月は53万円、同年5月は44万円、同年6月は36万円、同年8月は38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成17年4月は36万円、同年5月は41万円、同年6月は36万円、18年5月は44万円、同年7月は50万円、同年9月は56万円、同年10月は53万円、20年7月は36万円、同年9月から21年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成17年3月から20年1月までの期間及び同年4月から21年8月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月から21年8月まで

A社から支払われた給与の額と年金記録が大きく異なっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年3月、同年7月から18年4月まで、同年6月、同年8月、同年11月から20年1月まで、同年4月から同年6月までの期間及び同年8月については、申立人の所持する給料支払明細書又は給与明細一覧（以下「給料支払明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（17年3月及び同年7月は41万円、同年8月は47万円、同年9月は53万円、同年10月及び同年11月は50万円、同年12月は53万円、18年1月は41万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は53万円、同年6月は50万円、同年8月は47万円、同年11月は53万円、同年12月は62万円、19年1月は36万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は62万円、同年5月は38万円、同年6月は53万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは47万円、同年11月は50万円、同年12月は44万円、20年1月は32万円、同年4月は53万円、同年5月は44万円、同年6月は36万円、同年8月は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間のうち、平成17年4月から同年6月まで、18年5月、同年7月、同年9月、同年10月、20年7月及び同年9月から21年8月までについては、給料支払明細書等により、申立人は、当該期間において、36万円から59万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、30万円から56万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成17年4月は36万円、同年5月は41万円、同年6月は36万円、18年5月は44万円、同年7月は50万円、同年9月は56万円、同年10月は53万円、20年7月は36万円、同年9月から21年8月までは30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成17年3月から20年1月までの期間及び同年4月から21年8月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からは回答が得られないものの、給料支払明細書等から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していな

いことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年2月及び同年3月については、申立人は、給料支払明細書等を所持しておらず、課税庁から提出された20年分の市民税県民税課税証明書及び当該期間の前後の期間に係る給料支払明細書等の社会保険料から推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額(18万円)を超えないことから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月20日は47万円、同年12月12日は42万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は47万円、申立期間②は42万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支払日については、事務担当者及び同僚の証言から判断すると、申立期間①は平成15年8月20日、申立期間②は同年12月12日とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私がA社本社から同社のB支店に異動した際の厚生年金保険被保険者記録に被保険者でない期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及び同社の回答、並びに申立人と同時期に同社本社から同社B支店に異動した複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年4月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和44年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（石川）厚生年金 事案 8441

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成21年12月25日は9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月

A社に勤務した期間のうち、申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（21年冬月分）により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、9万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる保険料控除額から、9万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、A社は、「申立期間当時、賞与は従業員全員同じ日に支給していた。」と回答していることから、同僚のオンライン記録により、平成21年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（石川）厚生年金 事案 8442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社本社から同社のB支店に異動した際の厚生年金保険被保険者記録に被保険者でない期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及び同社の回答並びに申立人と同時期に同社本社から同社B支店に異動した複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年4月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和44年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8443

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年8月13日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年8月13日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の同僚の証言により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年3月31日より後の同年9月10日付けで、同年3月31日と記録されている上、申立人と同日に資格喪失している同僚22人全員の資格喪失日も同様に同年9月10日に処理されていたことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間当時、同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できる上、複数の同僚の雇用保険の記録により、申立期間において、同社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断されることから、社会保険事務所(当時)において、同社が平成3年3月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における資格喪失日を平成3年3月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、

当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の会社における資格喪失日を、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年8月13日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成3年2月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月から 19 年 8 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額と相違している。給与額を適切に届け出ていれば、現在の記録より高い標準報酬月額となるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 17 年 1 月から 19 年 8 月までについては、申立人の預金口座に係る取引明細表、申立人から提出された預金通帳及び平成 18 年度（17 年分所得）から 20 年度（19 年分所得）までの市民税・県民税回答書により算出した報酬月額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められるものの、当該市民税・県民税回答書に記載されている社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが認められる。

また、申立期間のうち、平成 10 年 8 月から 16 年 12 月までについては、事業主及び当時の同僚が、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳及び給与明細書等の資料を保管しているか否かについて、申立人は、「事業主や当時の同僚には照会してほしくない。」と述べており、申立人も当

該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されたなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

A事業所に嘱託職員として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録及び常勤的嘱託職員任用調書により、申立人は、申立期間において、同事業所の常勤的嘱託職員のB職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、「申立期間当時の資料は無く、届出及び納付義務の履行について不明である。また、常勤的嘱託職員のB職の厚生年金保険の加入についての取扱いは不明である。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げる申立人と同職種であった同僚二人は、「申立期間当時、A事業所から厚生年金保険に加入できないと言われた。」と回答している上、上記の常勤的嘱託職員任用調書に記載されているB職のうち、前述の同僚二人を含む12人は、同事業所での厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できないことから、申立期間当時、同事業所では、全ての常勤的嘱託職員のB職を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があると主張しているが、前述の同僚二人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除された記憶は無い。」と回答している上、申立期間にA事業所の勤務が確認できる他の複数の同僚が提出した給与明細書によると、同事業所の勤務期間のうち、厚生年金保険被保険者となっていない期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申

立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 24 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 7 月 24 日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係るA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年7月24日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした100人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、85人に支給記録が確認でき、うち84人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚が、「会社で脱退手当金の手続をしてもらい受給した。」と証言していること、同社から申立人の届出の記録として提出された同社作成の「厚生年金保険被保険者台帳」には、オンライン記録における脱退手当金の支給額と一致する金額が記載されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。